

10

住宅

(1) 重度障害者住宅改造助成

在宅の重度障害者が住み慣れた住宅において安心して健やかな生活を送るために住宅を改造する場合、80万円を上限として費用の助成を行います。

事前に申請が必要ですので、改造前に必ず障害福祉課に相談してください。

対象者

- ① 身体障害者手帳1級、2級（下肢又は体幹機能障害にあっては3級）がいる世帯
- ② 療育手帳A（重度）の知的障害者のいる世帯
（住宅改造を必要とするかどうかは、世帯員の心身の状況、住宅の状況等を勘案して決定されます。）

■ 助成対象

| | | | | | |
|---------|--|------------|--------------|-----|-----|
| 助成対象場所 | ○便所 ○居間 | ○浴室 ○台所 | ○玄関 ○洗面所等 | ○廊下 | ○階段 |
| 対象となる工事 | 手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、移動の円滑化のための床・通路面の材料の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え、その他これらに関連する工事 | | | | |

■ 助成額

80万円と実際に対象工事に要した額のいずれか低い額に下記の補助率をかけた額

| 所得区分 | 補助率 |
|-------------------------------|-------|
| 生活保護を受けているか、前年分の所得税が非課税の世帯 | 1 / 1 |
| 上記以外の世帯で前年分の所得税が、40,000円までの世帯 | 2 / 3 |
| 前年分の所得税が40,001円～70,000円の世帯 | 1 / 2 |

※ 助成は、原則1世帯1回限りとします。

※ 介護保険で要支援又は要介護の認定を受けている方については、介護保険での住宅改修費の給付が優先されます。この場合、要した額から介護保険分を差し引いた額に対して助成されます。

手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・同意書（世帯全員の市民税課税状況及び所得税額を調査されることに対する同意書）
- ・固定資産税納税通知書（持家の場合）又は所有者の承諾書（賃貸住宅の場合）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳

※留意事項

○次の場合は助成対象とはなりません

- ・申請、決定前に工事を着手、改造した場合
- ・転居、新築、増築、修繕、全面的な建替の場合
- ・住宅改造工事中に身体障害者（児）が施設等へ入所又は死亡した場合

(2) 府営住宅（福祉世帯などを対象）

障害があるなど一定の資格を有する方を対象とした募集を行っています。

申込資格

府営住宅の総合募集では、一般世帯向けの他に特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただけるよう、さまざまな応募区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮しています。応募区分については窓口でご相談ください。

募集時期

総合募集 《抽選》
年6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）
※ 総合募集とは、府営住宅の新築住宅及びあき家住宅を一般世帯向け、新婚・子育て世帯向け、福祉世帯向け、親子近居向け、期限付き入居住宅、シルバーハウジング、および車いす常用者世帯向けの応募区分を設けて同時に募集を行うものです。

窓 口

[守口市内・寝屋川市内・門真市内の府営住宅]
日本管財株式会社 寝屋川管理センター
〒572-0084 寝屋川市香里南之町 21 番 20 号
マジェスティ香里園 2階
TEL 072-812-2860
FAX 072-835-8415

府営住宅の申込み・お問い合わせは、大阪府下全域にて指定管理者制度を導入しています。詳しくは大阪府住宅供給公社まで（TEL 06-6203-5518）